

発議案第12号

能動的サイバー防御法の廃止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月25日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	堀 口 明 子
	同	三 田 登

## 提案理由

国に対し、能動的サイバー防御法の廃止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 能動的サイバー防御法の廃止を求める意見書

サイバー攻撃による被害を防止するとして、国民がスマートフォンやパソコンなどで送受信する通信情報を常時収集・監視するとともに、警察や自衛隊が疑わしい海外のコンピューターに侵入し、使用不能にすることを可能とする重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（能動的サイバー防御法）が本年５月１６日に成立した。

法の目的は、地方自治体を含む電気、水道、鉄道、航空、金融といった基幹インフラの事業者などへのサイバー攻撃による被害の防止を図ることとされているが、重大な問題点や危険性が指摘されている。

第１に、憲法が保障する通信の秘密を侵害することである。基幹インフラの事業者などは、政府との協定に基づき、利用者との間で通信する情報を利用者の同意なく政府に提供することになる。政府が情報を恣意的に選別していないか、サイバー攻撃とは無関係の情報を消去しているかを確かめる制度がないことは問題である。また、収集した情報は外国政府などの第三者に提供することが可能であり、警察や自衛隊が自らの業務で使用することも可能である。これは、警察が風力発電事業に反対する市民の個人情報収集し、民間企業に提供したことを違法と断じた、いわゆる「大垣事件判決」をないがしろにするものである。

第２に、自衛隊と警察が憲法と国際法に反した先制攻撃に踏み込む危険性があることである。自衛隊と警察は、収集した情報に基づき、疑わしいと判断した海外のコンピューターに侵入し、使用不能にする無害化措置を講ずることができるようになる。相手国の同意もなく疑いだけで無害化措置を講じれば、重大な主権侵害、先制攻撃とみなされる危険性がある。警察は犯罪の処罰を超えた無害化措置を裁判所の令状なしに講ずることとなり、警察の在り方が大きく変質することで、監視・分析対象の拡大が懸念される。

よって、本市議会は国に対し、能動的サイバー防御法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月4日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様